

# 知的障害者旅客運賃割引規則

(平成3. 11. 23)  
四国旅客鉄道(株)  
公告第30号)

(適用範囲)

第1条 この規則は、知的障害者が、単独で又は介護者とともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社（以下これらを「旅客鉄道会社」といいます。）の経営する鉄道（以下これらを「旅客鉄道会社線」といいます。）及び連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」といいます。）を乗車船する場合に適用します。

(知的障害者)

第2条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」といいます。）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。

(注) 療育手帳の様式は、次の各号のとおりです。

(1) 事務次官通知により示された様式

(表紙)

療育手帳

〇〇〇県(市)

9.1cm

12.8cm

(1ページ)

写真(縦4cm  
横3cmで脱帽  
して上半身を  
写したもの)

第 号

平成 年 月 日交付

氏 名

〔明治  
大正  
昭和  
平成〕 年 月 日生

〇〇〇県(市) 印

— (1) —

(2ページ)

本人			
性別	住所		
男 女			
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額		第一種、第二種知的障害者	
保護者			
氏名	続柄	職業	電話
住所			

— (2) —

(17ページ)

5 この手帳の判定欄の「A」「B」の記号は、障害の程度を示すもので、「A」は重度、「B」はそれ以外を意味します。

6 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手帳を提示するとともに、乗車中もかならずこの手帳をおもち下さい。

7 手帳を使えなくなることがありますので判定の記録欄に記載された「次の判定年月」までに児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定を受けて下さい。

— (17) —

(3～16ページ省略)

(2) 「カード型療育手帳の仕様について」(平成27年11月18日厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 事務連絡)により示された様式

<b>療育手帳</b> ○○県(市) 第 号	
交付	再交付
氏名	生 性別
住所	住所
保護者氏名	続柄
住所	
障害の程度(総合判定)	
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	
航空割引	
判定年月日	○○県(市)
判定機関	公印 1.2× 1.2 cm
合併障害	身体障害 級
次の判定年月	

8.5cm

5.4cm

2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に区分します。

(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者をいいます。

ア 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいいます。

3 第1種知的障害者及び第2種知的障害者の別については、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができます。

(介護者)

**第 3 条** 知的障害者が、第 1 種知的障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第 2 種知的障害者であるときは、知的障害者 1 人に対して、1 人の介護者をつけることができます。

2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券類の種類・乗車船区間及び有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券類と同時に購入するものでなければなりません。

(割引乗車券類の種類)

**第 4 条** 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、次のとおりとします。

(1) 普通乗車券 第 1 種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車船する場合及び第 2 種知的障害者が単独で乗車船する場合に発売します。

(2) 定期乗車券 第 1 種知的障害者及び12才未満の第 2 種知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売します。

(3) 普通回数乗車券 第 1 種知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売します。

(4) 急行券（特別急行券を除く。） 第 1 種知的障害者が介護者とともに、旅客鉄道会社の普通急行列車に乗車する場合に発売します。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する乗車券類と同一とします。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第 2 項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとします。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しません。

(取扱区間)

**第 5 条** 知的障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とします。ただし、知的障害者が普通乗車券によって単独で乗車船する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限りません。

(2) 急行券については、旅客鉄道会社線の急行列車の停車駅相互間とします。

(割引率)

**第 6 条** 知的障害者及び介護者に対する割引率は、5 割とします。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしません。

2 旅客営業規則（昭和 62 年(1987 年) 4 月四国旅客鉄道株式会社公告第 1 号。）第 66 条の規定により鉄道駅バリアフリー料金を旅客運賃とあわせ収受する場合にあっては、その合計額に対して前項の割引率を適用します。

(割引乗車券類の購入申込み)

**第 7 条** 知的障害者が割引乗車券類を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券類の申込みをしなければなりません。

(介護者の同行)

**第 8 条** 第 3 条第 2 項に規定するところにより購入した乗車券類は、知的障害者と、その介護者とが、同一の列車、汽船又は自動車により乗車船する場合に限って有効とします。

(割引乗車券類の旅客運賃・料金の払いもどし)

**第 9 条** 第 3 条第 2 項に規定するところにより購入した乗車券類に対する旅客運賃・料金の払いもどしは、知的障害者に対する乗車券類とその介護者に対する乗車券類とについて、ともに行う場合に限って取り扱います。

(療育手帳の携帯)

**第 10 条** 知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車船中は、療育手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければなりません。

(その他の取扱方)

**第 11 条** 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定によります。